

理事会議事録の作成

理事会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事及び監事は、署名又は記名押印しなければならないと商店街振興組合法で定められています。

○理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならないと商店街振興組合法施行規則で定められています。

○商店街振興組合法施行規則により、理事会議事録に記載が義務付けられている事項は次のとおりです。

(1) 開催された日時及び場所（ハイブリッド型バーチャル理事会を開催した場合は、開催場所に存しない役員又は組合員の出席方法についても記載が必要）

(2) 《監査権限限定組合の記載事項》

出席した役員の氏名又は組合員の氏名又は名称（ハイブリッド型バーチャル理事会を開催した場合は、開催場所に存しない出席役員又は出席組合員の氏名又は名称も含む。）

《業務監査実施組合の記載事項》

出席した役員の氏名（ハイブリッド型バーチャル理事会を開催した場合は、開催場所に存しない出席役員の氏名も含む。）

(3) 議長の氏名

(4) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名

(5) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）

(6) 《監査権限限定組合の記載事項》

理事会の招集を請求し、出席した組合員の意見の内容の概要

《業務監査実施組合の記載事項》

監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに、理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要

(7) 組合と取引をした理事の報告の内容の概要

(8) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

《監査権限限定組合の記載事項》

① 理事長以外の理事による理事長に対する理事会の招集を受けて招集されたものである場合

② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合

- ③ 組合員の請求を受けて招集されたものである場合
- ④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

《業務監査実施組合の記載事項》

- ① 理事長以外の理事による理事長に対する理事会の招集を受けて招集されたものである場合
- ② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
- ③ 監事の請求を受けて招集されたものである場合
- ④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合

理事会議事録の記載事項は、上記の商店街振興組合法施行規則で定められた記載事項の他、組合の定款においても記載すべき事項を規定していますので、それらに沿って作成する必要があります。

○代表理事選定時の理事会議事録については、出席理事及び監事は、署名ではなく記名押印する必要があります。これは、新たな代表理事の就任（重任又は再任を含む。）による変更の登記申請をする際には、出席理事及び監事の印鑑が押印された議事録を添付することが商業登記規則で定められているためです。

○代表理事が交代し、前代表理事が理事に残らない場合は、議長理事及び出席理事・監事が押印する印鑑は、すべて個人の実印（区市町村に登録してある印鑑）を押印することになります。なお、法務局へ変更登記の申請をする際には、議長理事及び出席理事・監事全員の個人の印鑑証明書を添付する必要があります。

【参考】

ハイブリッド型バーチャル理事会 …

物理的な場所を定めるとともに、当該場所に在所しない理事等が、インターネット等の手段を用いて、理事会に法律上の「出席」をすることができる理事会をいう。